

## 一般社団法人日本パラバレーボール協会における利益相反ポリシー

### I・目的等

一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）は、全国の身体障がい者に呼びかけ、Sitting Volleyball、Beach Volleyball及びStanding Volleyball（以下これらを総称して「Sitting Volleyball等」という。）の技術の取得に必要な協力・指導を行い、バレーボールを健常者と共に楽しみ、相互の理解を深め、社会人としての自覚のもとに障がいを乗り越え、身体障がい者の社会的・文化的生活の向上を図ることを通じて会員相互の支援、交流、親睦その他会員に共通する利益を図る活動を行うこと。さらには広く一般社会との交流を促進することによって、社会に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) Sitting Volleyball等に関する講習会、練習会の企画、運営及び開催
- (2) Sitting Volleyball等に関する各種競技会の企画、運営及び開催
- (3) Sitting Volleyball等に関する指導者の教育、研修、育成及び派遣
- (4) Sitting Volleyball等に関する競技規則及び資格規程の制定
- (5) 日本パラリンピック委員会、WPV（World Para Volley）に加盟し活動すること
- (6) 関係諸団体との交流及び協力（国際交流を含む）、事業推進を深める諸活動
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

本協会は、本事業を推進するにあたり、本協会役職員、選手、指導者等の関連当事者（以下、「本協会役職員等」という。）と本協会との間で生じ得る利益相反取引を以下のように適正に管理する。

- (1) 本協会は、本協会役職員が安心して取り組むことができる透明性の高い本事業を推進するため、利益相反管理体制を構築し、継続的に運用する。
- (2) 本協会は利益相反による弊害を抑えることが自らの責務であるということを本協会役職員等が認識するよう、利益相反に関する啓発活動を実行する。
- (3) 本協会は、本協会役職員等に対して利益相反管理体制に必要な情報の開示を求め、適切に対処する。

### II・利益相反取引該当性

本協会では、本協会が本協会と取引を行う者（以下「取引相手」という。）との取引において、以下（1）乃至（3）の全てを満たす取引を、利益相反取引に該当する可能性があるものとして、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）による審議対象とする。

ただし、本協会役職員等が当該取引に関与せず、かつ、取引相手の選定・取引内容の決定に影響を及ぼすおそれがないことが明らかな場合は除く。

- (1) 本協会が契約当事者となる取引
- (2) 別途定める基準を超える対価を伴う物品の売買または役務の提供に関する取引
- (3) 本協会役職員等、その配偶者又は同居の親族が次の①乃至③に該当する取引、若しくは、本協会役職員等の懇意にする団体が次の①に該当する取引。なお、本ポリシー

において「懇意にする団体」とは、本連盟役員等が現在又は過去に、雇用され又は所属したことのある会社または団体をいうものとする。

- ①取引相手
- ②取引相手の役員(会社にあつては取締役又は執行役、その他の法人にあつては理事)
- ③取引相手の株式または持分の20%以上を保有

### Ⅲ・利益相反の判断基準

本協会役員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、委員会は、本協会としてこれを許容できないものと判断する。本協会役員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 本協会役員等が本協会の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合
- (2) 本協会役員等が、本協会における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる場合
- (3) 当該取引により、本協会の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合